

あなたの企業を伸ばしご家族を守る商工会の共済

# 商工貯蓄共済

貯蓄・融資・生命保険

商工貯蓄共済は3つの特典



## 国が認めた安全な共済

この制度は商工会の正規事業として国から認められ  
全国の商工会員が加入している安心な共済制度です



貯蓄共済と経営改善のご相談は地元商工会へ

市町村商工会／山形県商工会連合会

## 加入のご案内

■加入できる方 商工会の会員及びその家族、従業員の方です。

■掛金 年齢に関係なく貯蓄重視型、保障重視型とも毎月**1口2,500円**です。

■加入期間 **10年間**です。

### 生命保険

全国規模の団体契約により格安な保険料で大きな保障が得られます。

#### ⇒ 被保険者

加入者及び家族、従業員の方で6歳～65歳までの健康な方

貯蓄重視型(3型) 「格安な保険料」を活かし、貯蓄を優先する基本形プラン	保険年齢	1口あたりの保険金単位	加入口数															
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
6歳～満14歳※	200万円	200万円	告知扱															
満15歳～39歳			告知扱					健康診断or嘱託医										
40歳～46歳			告知扱					健康診断or嘱託医										
47歳～54歳			100万円	告知扱					健康診断or嘱託医									
55歳～65歳			50万円	告知扱														

  

保障重視型(8型) 「格安な保険料」を活かし、保険金を貯蓄重視型の1.5～3倍に設定する安心プラン	保険年齢	1口あたりの保険金単位	加入口数															
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
6歳～満14歳※	500万円	500万円	告知扱															
満15歳～39歳			告知扱		健康診断or嘱託医													
40歳～48歳			告知扱		健康診断or嘱託医													
49歳～56歳			150万円	告知扱		健康診断or嘱託医												
57歳～65歳			75万円	告知扱														

告知扱 被保険者の告知で取扱できます。  
健康診断or嘱託医 健康診断通知書か人間ドック成績表の添付、若しくは嘱託医による診査での取扱となります。

※満15歳未満の被保険者の死亡保険金等の引受限度額は、他社・他業界とも通算し、総額1,000万円に制限されます。(生命保険・損害保険・JA等含む)

#### ⇒ 保険料

年齢・性別によって異なります。(別表のとおり)

#### ⇒ 更新加入

保険期間(10年)が満了したときに、健康状態に関係なく原則としてそれまでの保険契約と同額の保険金額で保障を継続できる制度です。

#### ⇒ リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6ヶ月以内と判断されたとき、保険金をお受取りになれます。

### 貯蓄

積立金が定期扱いで貯蓄され知らず知らずに貯まります。

#### ⇒ 貯蓄積立金及び利息

毎月の掛金から年1回保険料と経費が差引かれ、残りが貯蓄積立金となります。貯蓄積立金は金融機関の1年定期預金扱とされ、利息は毎年複利計算となります。

#### ⇒ 満期金

10年後の満期時に貯蓄積立金元利合計と配当金を満期金としてお返しします。

#### ⇒ 一部払出制度(加入期間中に解約せず貯蓄積立金の一部を払い出すことができます。)

以下の基準をすべて満たしていることが必要となります。詳細は商工会まで。

- イ. 加入後1年を経過した方
- ロ. 商工貯蓄共済融資制度を利用していない方
- ハ. 掛金延滞の無い方

## 融資

全加入者の積立金により大きな信用が生まれ経営をサポートします。

- ➔ 斡旋の対象 加入後、正常に掛金を払込み、かつ、返済が確実に認められた方。
- ➔ 融資の手続 所定の融資斡旋申込書に必要事項を記入され商工会へ提出して下さい。
- ➔ 資金の用途 運転資金、設備資金、生活向上資金、住宅資金、災害特別資金
- ➔ 融資の詳細等 別表のとおりです。  
詳しくは商工会までお問い合わせください。

## 商工会共済制度のメリットは？

- ① **会員の利益が最優先です**  
団体の利益や、役職員個人の利益を目的とした共済制度ではありません。
- ② **最高の共済制度を目指しています**  
商工貯蓄共済は、保障重視型や、一部払出制度、医療特約制度の導入をはじめ、様々な制度改良をしています。
- ③ **収益は全て商工会等の事業運営費として活用され、更に会員の利益に**  
研修セミナー開催費等として活用されています。
- ④ **全国の商工会員の、組織力と会員数を最大限に活かした事業です**  
会員のために、「手頃な掛金」と「手厚い給付」の両方を実現しています。
- ⑤ **お近くの商工会職員が担当窓口です**  
万が一の給付請求も安心して手続きできます。



## 保険料の経理処理

保険料等の経理処理は加入形態により次のようになります。

加入形態			経理処理	
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	事務経費
個人事業主	事業主	親 族	家事費	すべて 必要経費 (雑 費)
	専従者のみ	親 族	家事費	
	従業員・専従者	事業主	必要経費 (福利厚生費)	
	従業員	事業主	同 上	
	従業員	親 族	必要経費 (給 料)	
法 人	役 員 (役員の家族含む)	法 人	損金計上 (福利厚生費)	すべて 損金計上 (雑 費)
	役員・従業員	法 人	同 上	
従業員等	従業員等	親 族	生命保険料控除対象	

※事務経費には消費税相当額が含まれています。

# 商工貯蓄共済制度の重要事項のお知らせ

各市町村商工会  
山形県商工会連合会

## 1. 制度の内容と目的について

商工貯蓄共済制度は、商工会会員のため、資金の蓄積、融資の斡旋及び生命事故の保障を有機的かつ集団的に行うことにより、商工業の総合的な改善発達を図り、その振興に寄与することを目的としています。

## 2. 加入・共済掛金・満期・脱退等について

- [1] 商工会の会員及びその家族、従業員の方々が加入できます。
- [2] 加入にあたっては、契約年齢が6歳から65歳までの健康な方を被保険者に指定していただきます。
- [3] 共済掛金の月額、1口2,500円。被保険者1人につき年齢により12口から15口まで加入できます。
- [4] 山形県商工会連合会(以下、「連合会」といいます。)が加入の申込みを承諾したときは、その日から加入の効力を生じます。
- [5] 連合会は、保険会社との間に被保険者に係る保険契約を締結した後でなければ申込みの承諾ができません。
- [6] 加入者から払込まれた共済掛金は、保険料・事務経費及び貯蓄積立金の順序により充たいたします。
- [7] 加入者から事務経費として、1口当たり年1,600円をいただきます。
- [8] 加入期間(満期)は、10年です。
- [9] 加入者は、いつでも脱退することができます。ただし、融資の斡旋を受けた方で残債(借入残)のある加入者には、その金額を一括して返済していただきます。
- [10] 加入者が6ヶ月以上共済掛金の払込みを怠った場合、又は加入者若しくは被保険者に偽りその他不正の行為があった場合は、除斥することがあります。
- [11] 加入者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、共済契約を解除するものとします。

## 3. 貯蓄の取扱いについて

- [1] 年間共済掛金から保険料と事務経費を差し引いた残りが、貯蓄積立金となります。
- [2] 貯蓄積立金は、連合会が各加入者を代理して金融機関へ預入期間1年の定期預金として預金します。
- [3] 利息は、金融機関と協議して決定した利率に基づき複利計算により算出します。
- [4] 貯蓄積立金を返還する場合は、次によります。
  - ①加入期間が満了した場合
  - ②加入者又は被保険者が死亡した場合
  - ③加入者から脱退の申入れがあった場合
  - ④連合会が除斥の措置をとった場合
- [5] 貯蓄積立金の返戻
  - ①満期時には、10年間の貯蓄積立金元利合計をお返しいたします。
  - ②中途解約時には、それまでの貯蓄積立金元利合計をお返しいたします。  
なお、貯蓄積立金元利合計がマイナスとなっていた場合は、不足分をお支払いいただくこととなります。
  - ③一部払出制度の利用資格者・限度額・申込みの詳細については、商工会へご照会ください。
- [6] 貯蓄積立金を預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保護機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。

## 4. 融資の斡旋について

- [1] 本制度に加入後、加入者の申出によって金融機関へ融資の斡旋をいたします。
- [2] 資金の用途は、運転資金・設備資金・生活向上資金・住宅資金・災害特別資金です。
- [3] 融資利率、限度額等の融資条件及び借入手続きについての詳細は、商工会へご照会ください。

## 5. 保険の取扱いについて

- [1] 連合会は、低料率で大きな保障を提供するため、加入者を代表して、保険会社との間に有利な集団被動労働保険契約を締結しています。
- [2] 保険契約の発効は、加入月の翌月1日で、かつ、保険会社が申込みを承諾したときです。
- [3] 第1回目の共済掛金が保険料(事務経費含む)に満たないので、その差額は、連合会が立替えて一括申込みをしています。
- [4] 被保険者が万一死亡又は高度障害状態になった場合、受取人の方は商工会へ連絡してください。事後のご案内をいたします。
- [5] 満期の際、契約書により計算された契約者配当金が支払われます。
- [6] 本制度の保険契約は、解約と同時に消滅します。
- [7] 保険部分の詳細については、保険会社作成の重要事項説明書とご契約のしおり・約款をご覧ください。
- [8] 生命保険の引受保険会社が経営破綻に陥った場合は、保険金等が削減される場合があります。  
会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等のお取扱が一定期間できなくなったり、ご契約時の保険金額等の削減、早期解約控除の実施等の契約内容の変更が行われる場合があります。

## 6. 取扱金融機関と保険会社

- [1] 取扱金融機関は、山形県内に本店を有する銀行・信用金庫・信用組合の各本支店です。
- [2] 保険会社は、ジブラルタ生命保険株式会社です。

## 7. その他

- [1] ご不明な点は、各市町村商工会又は連合会へお尋ねください。

山形県商工会連合会 TEL 023-646-7211



ご加入のお申込み・お問合わせは、あなたのまちの商工会へ